

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年6月10日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	長崎県
3. 市区町村名	五島市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	106-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.city.goto.nagasaki.jp/s004/010/020/010/010/020/20190310175641.html">https://www.city.goto.nagasaki.jp/s004/010/020/010/010/020/20190310175641.html</a>

執行機関名 五島市教育委員会

学資の貸与及び支給に関する事務(高校・大学等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	五島市奨学資金貸与条例(平成16年五島市条例第218号)による奨学金の貸与に関する事務であって、教育委員会が別に定めるもの
② 番号法別表第1の項	81	
③ 番号法別表第2の項	106	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		五島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 教育委員会の項 五島市奨学資金貸与条例(平成16年五島市条例第218号)による奨学金の貸与に関する事務であって、教育委員会が別に定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年六月十八日法律第九十四号)第3条	五島市奨学資金貸与条例(平成16年五島市条例第218号)第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第三条 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等(大学及び高等専門学校)の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。)の修学の援助を行い、大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流(外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。)の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、向学心に燃える優秀な学生及び生徒で経済的な理由により <u>修学困難な者</u> に対して学資を貸与し、 <u>有為な人材を育成すること</u> に関し必要な事項を定めるものとする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		五島市奨学資金貸与条例

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 53 条 項 1 号	五島市奨学資金貸与条例第5条
②事務の内容	独立行政法人日本学生支援機構法第十四条第一項の学資貸与金の貸与又は同法第十七条の二第一項の学資支給金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	奨学資金の貸与の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 53 条 項 1 号 へ	五島市奨学資金貸与条例第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 53 条 項 1 号	五島市奨学資金貸与条例第5条の2
②事務の内容	独立行政法人日本学生支援機構法第十四条第一項の学資貸与金の貸与又は同法第十七条の二第一項の学資支給金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	奨学資金の貸与の予約申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 53 条 項 1 号 へ	五島市奨学資金貸与条例第5条の2
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報